



旧軍人・軍属等韓国人遺骨引渡し問題

昭50.1.10

北東アジア課

1. 経緯及び問題点

- (1) 第2次世界大戦の際、日本軍人・軍属等として戦没した朝鮮半島出身者（氏名、本籍地等が判明している）の遺骨のうち、未だ遺族が判明しないため、厚生省の責任で安置されているものが現在なお1169柱残っている。

これら遺骨の処理に当つて厚生省は、同省は遺族に代つて遺骨を保管しているのであるから正当な遺族以外の者に引渡すのは法的に問題があるとし（[REDACTED]

（自黒松天寺）

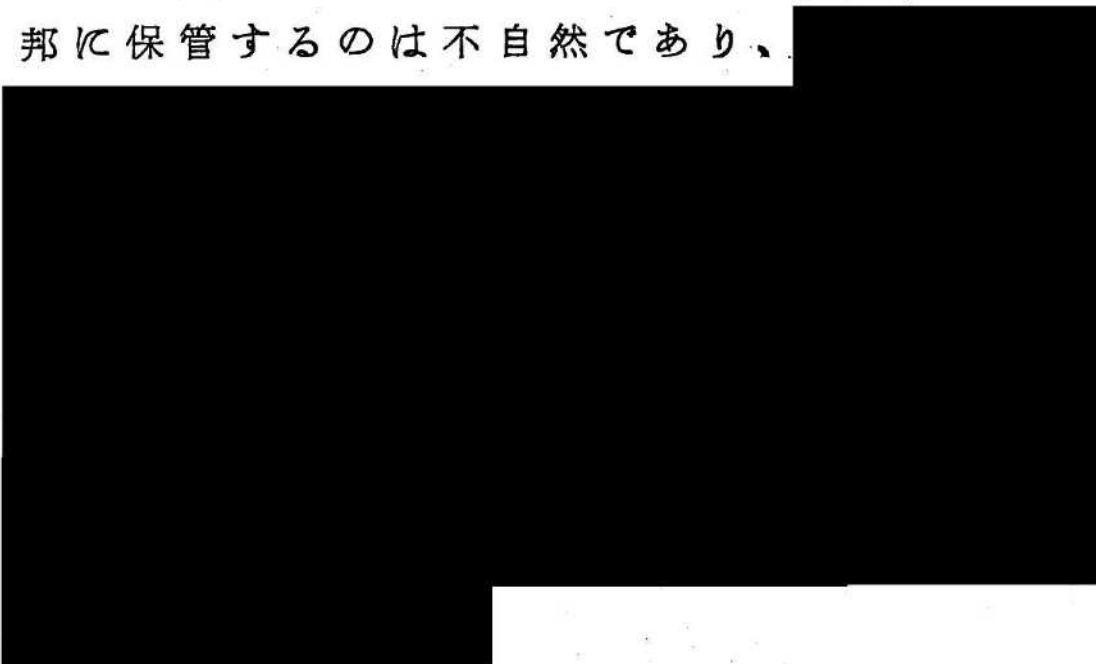
[REDACTED]）、これまでは正当な遺族であるかどうかを確認のうえ、逐次引渡しを行つてきた。

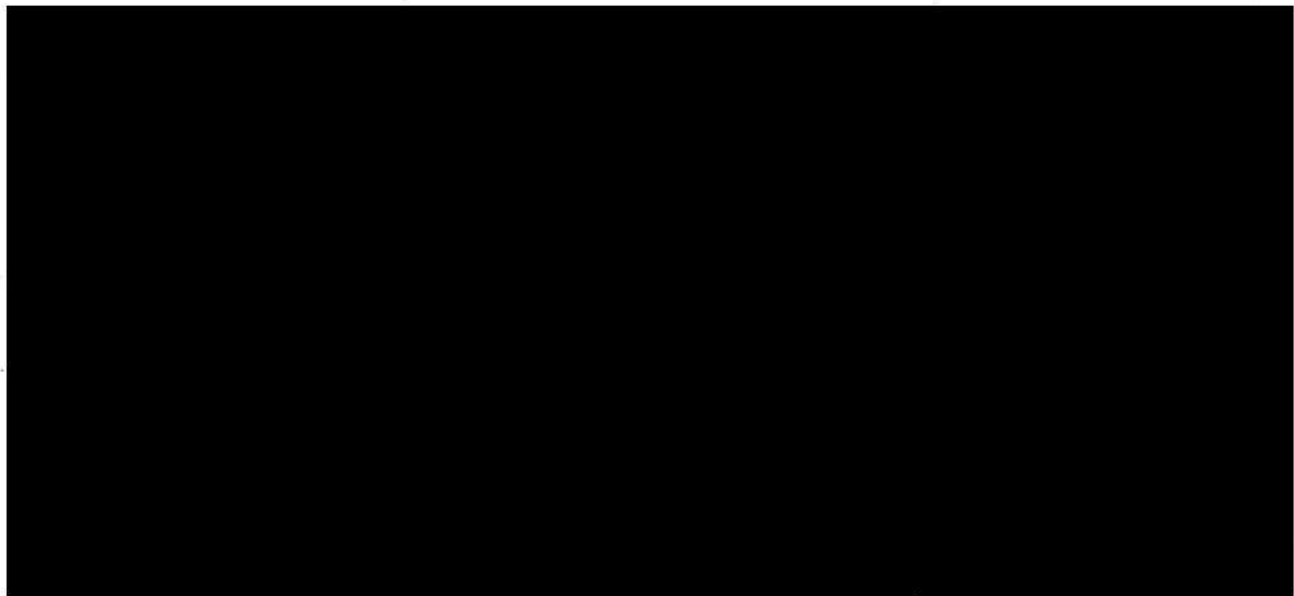
（昨年は韓国政府が韓国内で「遺族探し」を行つた結果に基づき911柱を引渡している。）

20年〜25年6月
57000
25年 1
40年 2
49年 911

- (2) しかしながら、戦後30年経過した今日、遺族探しには限界がでてきており、遺族が判

明しないからといって、いつまでも遺骨を本邦に保管するのは不自然であり、



- (3) 以上の次第をふまえて、厚生省と協議の結果、厚生省の法的立場を大きく損うことなく本件を早期に解決する方途として次の方針を得たので、近く韓国側に内報のうえ実施に移す予定である。
- 

2 解決案

(1) 厚生省は、「1年以内に遺族の申し出がない場合は残った遺骨については日本政府がしかるべく措置する」旨を明記の上、日本国内で遺骨リストを公示する。

(2) 公示にあたり、厚生省は日赤を通じて北朝鮮赤十字会にも同リストを通知し、遺骨引取りを希望する遺族につき調査方依頼する。



(3) 遺族が判明した場合は、従来どおり正当な遺族であるかどうか確認のうえ引渡すが、上記の公示の後1年を経過した時点で、なお遺族の判明しない韓国を本籍地とする者の遺骨は、次の条件を付した上で韓国政府に一括引渡す。

(i) これら遺骨に対して韓国政府が然るべき祭祀を行う。

(ii) 将来遺族が判明した場合には、その居住地のいかんを問わず遺骨を引渡す。